

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日

奄美市農業委員会

第 1 1 回定例総会議事録

署名委員 大山 美智子

署名委員 中棚 昭三十

奄美市農業委員会第11回定例総会議事録

1. 招集日時 平成30年11月26日(月) 午前9時30分～
2. 招集場所 奄美市役所4階大会議室
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平
笠利分室長 丸田 宗八郎 住用分室長 原 俊三

6. 報告事項

- ・12月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第71号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について(除外)

議案第72号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第73号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
議案第74号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。

これから、平成30年第11回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、9番 大山美智子 委員と10番 中棚昭三十 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第68号から議案第74号までの7件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

日程第3

議案第68号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

<p>事務局</p>	<p>(用稲局長) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>2 ページ. No. 5 6 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。 受人は浦上地区に在住されて、5 ページにありますように、取得地には野菜を植栽する予定で下限面積には達していませんが、8 7 ページで1, 7 3 9 m²を利用権設定するため下限面積をクリアします。また、営農計画書も添付されております。</p> <p>1 0 ページ. No. 5 7 につきましては売買による所有権の移転で、過去に金銭による取り交わしがあったようですが、登記名義人が大正三年に亡くなられており、相続関係の資料も添付され確認済みです。受人は肉用牛飼育農家で取得地には飼料作物を栽培するための経営規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>1 8 ページ. No. 5 8 につきましては、贈与による所有権の移転で4 3 ページにありますように取得地にはサトウキビを栽培する予定です。営農計画書も添付されております。</p> <p>2 8 ページ. No. 5 9 につきましては、売買による所有権の移転で5 9 ページにもありますように6 丁6 反の畑を取得しており、取得地にも飼料作物を植え付ける予定です。認定農家でもございます。</p> <p>農地法第3 条第2 項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
<p>1 6 番</p>	<p>(平井委員)</p> <p>農地法第3 条の規定による許可申請のNo. 5 6 についての調査報告をいたします。譲受人についてです。1 1 月 2 4 日 1 7 時に受人に直接お会いして、お話を聞くことができました。</p> <p>譲受人と譲渡人の関係は義理の兄妹です。今回贈与という事ですが、3 0 年近く譲受人が畑の管理をしていると伺いました。普段は運送業をしており、週 3 ~ 4 日奥様と一緒に農作業をしているという事で、野菜を中心に栽培しており農作物は自家消費したり、周りの方に配ったりしているという事</p>

です。いずれにしましても意欲的に取り組んでおり、これまで通り取得後も農作業へ従事することや耕作地への距離などからしても問題ないと考えております。

土地の所在及び権利の設定等に係る記載内容には間違いのないことでした。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

15番 (吉委員)

農地法第3条のNo.56について調査報告をいたします。

11月18日の午後2時頃に渡し人に直接会いまして話を聞くことができました。渡し人は現在、旦那さんがお亡くなりになり家族4名で暮らしておりますが、今回旦那さんの弟になる方から畑を一つ譲ってほしいとの話があり笠利町用道の1筆を贈与する事となったとの事でした。申請の内容については間違いのないことでした。特に問題はないと思います。

土地について説明いたします。7ページから9ページをお開き下さい。申請書の土地は笠利町の用道で県道から階段の所に入った場所で、基盤整備はされておりません、現在申請地は野菜やバナナが植えてあり、受人が作っているとの事でした。周辺の農地には影響ないものと考えます。農地法第3条の調査書第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

14番 (中村委員)

議案第68号農地法第3条の規定による許可申請No.57の報告です。

11月24日土曜日午前11時に、譲受人の牛舎で聴き取り調査をいたしました。受人は夫婦で繁殖牛と子牛3頭を飼育し畜産業を営んでおります。建設は40年くらい前に導入されたそうです。対価についても当時の額という事でした。

調査書第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。

渡し人について報告します。11月24日土曜日午前11時30分、渡し人と奥さんから自宅で聞き取り調査を行いました。申請書の記載内容の地番、面積、対価についても間違いのないことを確認いたしました。

土地について報告いたします。申請地は三太郎トンネルから名瀬方向へ200mほど行った所を左に入った山裾であり受人の牛舎のある場所の隣になります。申請地は境界にイヌの木が植えられてあります。段々畑になっておりポンカンの老木が4～5本植え付けてありました。周囲は草が生えている状況でしたが後々は伐採をし、果樹を植え付ける予定だそうです。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

16番

(平井委員)

農地法第3条の規定による許可申請のNo.58についての調査報告をいたします。譲受人についてです。

11月24日午後5時30分に受人の自宅にて、お話を聞くことができました。譲受人と譲渡人の関係はご兄妹であります。譲渡人が現在兵庫県に住んでおり島に帰る予定がないため今回贈与することとなったそうです。

現在この圃場は地域の農家さんに貸しているとの事でした。譲受人は現在ピアノの講師をしていますが、今後旦那さんが定年したときには旦那さんとともに畑の管理をしたいという計画を立てておられました。

土地の所在、及び権利の設定等に係る記載内容に間違いのないとの事でした。ご審議の程よろしく願いいたします。

事務局

(丸田笠利分室長)

議案第68号農地法第3条の規定による許可申請No.58の報告です。

贈与の件で渡し人に11月16日金曜日午後3時頃確認の連絡を入れました。

渡し人、受人はともに兄妹です。渡し人は今後奄美に戻って農業に従事することはないので、名瀬に住んでいる妹に笠利町にある土地を贈与したいとの事でした。以上ですが委員の皆様のご審議をよろしく願います。

11番

(肥後委員)

議案第68号農地法第3条の規定による許可申請No.58の土地について調査しましたので報告します。11月19日13時から申請の土地を調査いたしました。場所は資料の23ページをご覧ください。奄美空港の隣、万屋集落の太陽が丘赤木名へ向かう県道沿いにあります。26ページをご覧ください。この土地は土地改良区の地図で、斜線部以外の土地は3筆で土地改良区の区域外のため左側の空欄に含まれております。流動化で受託組合がサトウキビを植えておりますが、期限も今年の3月で切れており渡し人が売る意向を示

していたので再契約もされておられません。受人が耕作をする事に問題はないと思います。調査の結果農地法の第3条第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。ご審議をよろしくお願いいたします。

11番

(肥後委員)

議案第68号農地法第3条の規定による許可申請No.59の受人、渡し人、土地について調査しましたので順次報告します。

受人は11月21日朝の7時半に家を伺いました。受人は親牛が85頭おり年間68頭の子牛を販売する等、大きく畜産を営んでおり、今回も採草地を増やすための購入で申請には間違いのないとの事です。

渡し人は19日にも伺いましたが留守のようでしたので11月25日7時に電話で話を伺いました。奥様が出られて、申請書のとおり間違いはないのでよろしくお願いいたしますとの事でありました。

土地については、11月19日14時頃現地を確認いたしました。場所は宇宿集落の山手側にあり土地改良の済んだきれいな畑です。現在は受託組合がサトウキビを植えてありますが今期収穫が終わったら引き渡すとの合意がなされていると受人から伺っております。問題はないと思います。以上調査の結果農地法の第3条第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

(前山会長)

それでは、これから本案対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

推進委員

(福委員)

NO.57について、先ほどの説明の中で、資料の斜線と白い部分は段差があるという事ですから現地は見られましたか。どれくらいの段差ですか。

10番

(中村委員)

山裾になっていまして、5m位の段差で段々畑になっています。

推進委

(福委員)

員	斜線を引いている部分とその上の181番はかなりあって、斜線を引いている畑から上への開墾、規模拡大とかできないのですか。
10番	(中村委員) そうですね段々畑になっていますから、なだらかではありますけど。
推進委員	(福委員) 農業に熱心な方で、凶面見たら隣接していますので、できるのであれば早く開墾してタンカンでも植えようかなという農家の方がいないとも限りませんからお尋ねしました。
議長	(前山会長) 他にご質疑ございませんか
11番	(肥後委員) NO.57の資料に所有権があるのかないのかが、はっきりしない、その登記簿謄本が載っていませんがそれは事務局でちゃんと確認されていますか。
事務局	(用稲局長) はい、登記簿謄本は提出されています。事前協議でも確認しています。
11番	(肥後委員) すべて売り渡し人の登記になっていますか。
事務局	(用稲局長) 売り渡し人の登記にはなっていません。
11番	(肥後委員) 前もこういう例がありましたが、そういう事も審議をするのですか。自分の持ち物になってない物を譲る場合
事務局	(用稲局長) 登記できるかの審議はここでは必要ありません。
11番	(肥後委員)

	<p>登記簿謄本がついてないのはそこですけど。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>渡し人の登記はこれから登記をする予定で申請されています。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>この間の申請も疑問になっていたのですが、それで私たちは審議して良いのかという事です。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>渡し人の登記にはなっていませんが、譲渡人と登記人が違う場合は、申請人に登記に係る書類を請求し、相続等の確認できたらその案件を農業委員会では審議します。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>これは良いのですが、まだ相続もされていないのに、本来なら登記した後に売買の申請してもらいたいのですが、申請人は、相続の同意もとって、法務局に提出する書類も提出し、一緒に手続きを行いたいために申請しています。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>行政書士の方にもできれば登記を済ましてから申請をして下さいとお願いしています。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>本当は登記ができるかできないかは法務局が判断するのですよね。それを私たちが判断して許可出して良いのかという事です。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>申請書類一式には、法務局への申請書類一式も提出するようになっていまして、相続に関する出生から死亡までの登記簿謄本と分割協議書の提出もして頂いて、事前協議で確認したうえで、総会の議案として図って頂いております。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p>

事務局で未登記を受け付けるのであればよろしいです。

5 番

(福島委員)

ちなみに前回と同じような案件ですが、順番としては先祖の土地を先に譲渡人に登記するには農地法の許可は知らない訳ですから、できれば登記を済ませてから、農業委員会に許可の申請をする事が委員も納得出来ると思います。

事務局

(用稲局長)

そのように受け付けの際に指導してまいりたいと思います。

議長

(前山会長)

他にご質疑ございませんか

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 6 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第 4

議案第 6 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

4 7 ページの NO. 7 につきましては、塩焚き施設としての転用でございます。

申請地は笠利町の喜瀬集落になります。平成18年に塩焼き施設を整備建設しており、転用申請がなされていなかったための申請で、始末書も添付されております。

申請地は、周囲を道路・山林・墓地に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

議長

(前山会長)

それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします

6番

(前田委員)

申請人と土地について合わせて報告します。

議案第69号農地法第4条の規定による許可申請についてNO.7を調査しましたので報告したいと思います。

平成30年11月23日金曜日午前8時50分に申請者と申請地において面談し申請書の確認をいたしました。申請書のとおり間違いがないという事でございます。申請地は奄美市笠利町大字喜瀬で1,193㎡あります。申請書のとおり塩焼き施設となっており、始末書も申請書に添付されております。委員の皆様も現地を見られた方もいらっしゃると思いますがこのような現状でございますのでご審議方よろしくお願いたします。以上です。

議長

(前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第69号農地法第4条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

<p>議長</p>	<p>よって、議案第69号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めてこれを許可することに決定いたしました。</p> <p>(前山会長)</p> <p>日程第5</p> <p>議案第70号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>54ページNO.27につきましては、売買による所有権の移転で、施設の駐車場としての申請でございます。</p> <p>申請地は笠利町節田の集落内にある土地で、昨年12月に福祉施設建設を目的に5条申請が行われている場所でございます。</p> <p>前回土地の取得が難しい場所があり、今回取得できる目処がついたと言う事で、駐車場用地としての申請です。農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします</p>
<p>事務局</p>	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>NO.27の農地法第5条の規定による許可申請でございますけども、今回福祉施設の建て替えにより駐車場が必要との事でした。譲受人へ電話を入れましたが不在でしたので園長に申請の確認がとれました。建物は40年近く経過しており、老朽化も著しく施設の建て替えにより多くの駐車場が必要という事で今回の申請をしたそうです。建設費の補助も県から導入予定で許可があり次第着工したいという事でした。以上で報告終わりますが、委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>9番</p>	<p>(大山委員)</p>

	<p>農地法第5条の規定によるNO.27について調査報告をいたします。</p> <p>11月23日13時に渡し人に立ち会いの下、現地確認をいたしました。現地は笠利町の大字節田で1m以上の雑草等が茂っており、中に入る事はできませんでした。老人ホームの駐車場に建設との事です。売買による所有権移転との事です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
推進委員	<p>(福委員)</p> <p>施設の拡張の件も出まして、その範囲内の新しい土地をお願いする形でこの申請が上がってきたものと理解しております。前回の施設の拡張の問題で委員会にも上がった件がありましたが、その敷地とは全く別に駐車場という事ですか。</p>
9 番	<p>(大山委員)</p> <p>はい、今回の土地の周囲は、前回許可をもらっていましたが、この1件だけが残っておりましたので、その件の調査でございました。</p>
推進委員	<p>(福委員)</p> <p>はい、分かりました。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
	<p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第70号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 7 0 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めてこれを許可することに決定いたしました。</p> <p>(前山会長)</p> <p>日程第 6</p> <p>議案第 7 1 号 奄美農業振興地域整備計画の変更 (除外) について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>6 3 ページをお開き下さい。申し出者は東京都在住の方で、場所は笠利町万屋になります。7 筆で、駐車場等の建設を予定しています。</p> <p>駐車場等と記載されていますが敷地には事務所も 33 m²兼ねる計画となっており、空港を背にして入り口から約 4 0 0 m 山手の方向の位置にあります。7 2 ページにありますように申請地の隣はすでに除外されている区域です。航空写真で確認すると雑木が生えている状況でございます。以上農業委員会の意見を求めます。</p>
<p>農林振 興課</p>	<p>(勇主査)</p> <p>みなさんこんにちは、今回の除外申請、変更の申し出が提出されているのは東京都在住の方から行政書士さんをとおして提出されております。笠利町万屋の合計 7 筆の地目は田であります、現況は非常に荒れているという事で確認しております。内容としましてはこの当該する土地 7 筆を埋め立て整地し空港のお客さんへの駐車場を造る計画であるというふうに伺っております。</p> <p>事業といたしましては申し出人から株式会社が農地を受けて、株式会社というのは不動産仲介業者のようですけど、そういう駐車場の計画を持っているようであります。現況湿地帯のようになっている様の所でもありますので、そこを埋め立て整地して道路からのレベルに合わせて駐車場を造ると聞いております。図面の詳細についてはまだ計画が定まってないという事で上がってきておりません。一応そういう形で受理をしてご意見を伺うものであります。よろしく申し上げます。</p>

推進委員	<p>(福委員)</p> <p>72ページの6筆と書いてあるのですが今の説明で7筆という事ですが、どちらが正しいですか。</p>
農林振興課	<p>(勇主事)</p> <p>7筆が正です。</p>
11番	<p>(肥後委員)</p> <p>私の担当区域ですので申し上げます。場所は地図のあるとおりに飛行場の山手側になります。終戦後、少しは耕作したかも知れませんが殆ど本人さんは東京の方に行っていました。途中で転作奨励がありましたが、その頃から全然耕作はしておりません。現在は湿地で藪になっているところで本人は80を超えてとても耕作は出来ないの、相談を受けたことがあります。中々現況を畑に戻すのにも困難な場所のようです。買い手もつかなかった所です。先ほど言われたように今回売買の話があつての事と思いますが、この農地を元に戻して畑にするには難しい事だと私は感じております。以上です。</p>
5番	<p>(福島委員)</p> <p>72ページをお願いします。すでに除外されている場所の隣接地となっていますが、以前除外した理由とか聞かれていないですか。</p>
11番	<p>(肥後委員)</p> <p>それは以前地域の調査をしている方が宅地にして住んでいます。</p>
農林振興課	<p>(勇主査)</p> <p>今の件について補足します。72ページの絵図を見て頂ければ分かりますが、空港寄りのレンタカーさんがあるところの、この辺りは全体除外の中で最初に奄美市の計画で外してある所です。ここが空港寄りの側の農振境界編地になります。3筆ほど空いて今回の当該地にあたります。</p> <p>いまお話がありますように旧笠利町時代に隣接している宅地を除外してあります。その事実がありますのでご判断は総合的にして頂いてもらわないと、一般的には編地ではないというふうに判断されるのですが3筆ありますから、農振地域が3筆残っていますので一般的には判断できませんが、これはお預かりをして総合的に県とかの判断に付託した方が良いでしょうという事で</p>

	事務局の担当の方ではお預かりしているところであります。
4 番	(榮委員) この空港周辺の農振除外はこの先も出てくる可能性は大いにありますよね。
農林振 興課	(勇主査) 先般も半年前に1件ありましたけれども、そう思われます。
4 番	(榮委員) もう1点ですけど、この不動産業者が造成も行うという事ですよね。譲渡人は全く関わらないで、不動産管理の業者の方が全部行うという事ですよね
農林振 興課	(勇主査) そうですね、費用負担も含めてこの譲受人の方が事業を行うという事で聞いております。
4 番	(榮委員) これは後々売買という形になるという事ですか。
農林振 興課	(勇主査) 当然売買は発生すると思います。
議 長	(前山会長) 今回は農振地域から除外するかという判断を求められていますので、所有権移転の関係はまだ上がってきておりませんので、除外についての意見をお願いします。まずは農振地域を除外して良いのかの断ですので委員の意見をお願いします。
6 番	(前田委員) 地元委員からも、やむを得ないという意見が出ていますので、別に反対する理由はないと思います。
1 5 番	(吉委員) 隣を既に外していますからしょうがないと思います。

議 長

(前山会長)

担当地区の農業委員さんからもありましたように、戻すのは困難であろうという事でございますが、他にご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

では質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第71号 奄美農業振興地域整備計画の変更、除外については、これを認めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第71号 奄美農業振興地域整備計画の変更、除外については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第7

議案第72号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(議案の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。以上です。

議 長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第72号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

は、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第8

議案第73号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(原住用分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第73号笠住用域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第9

議案第74号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたしますが、本案には中棚委員の案件が含まれていますので中棚委員の退室を求めます。

（中棚委員退室）

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（丸田笠利分室長）

（事務局の朗読及び説明）

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

（前山会長）

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第74号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

中棚委員の入室を求めます。

（中棚委員入室）

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

報告事項等があるようですので、これから協議会へ移します。

- ・ 福推進委員から大山委員の農山漁村女性活動功労者の表彰について
- ・ 笠利地区と住用地区の一部の農地パトロール調査の報告

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成30年11月26日

奄美市農業委員会

会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 用稲 工巳

